# 広島市急傾斜地崩壊防止施設 点検要領

平成27年6月

下水道局 河川課

# 目次

第1章 総則	
1. 1 目的	1
1. 2 適用の範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章 急傾斜地防止施設の点検	
第2早 急傾斜地防止施設の点候	
2. 1 点検の種類及び時期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.2 点検の実施者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2. 3 点検事項	3
第3章 点検結果の評価方法と記録・保存	
3. 1 点検結果の記録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3. 2 点検結果の保存 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

# 第1章 総則

#### 1. 1 目的

本点検要領は、本市施工の急傾斜地崩壊防止施設の変状や損傷等を把握するため、点検について基本的な内容を示すものである。

#### 解 説

急傾斜地崩壊防止施設の適切な機能と安全性を保持するため、必要に応じて巡視、点検を行い、 施設の状況を把握し、豪雨時や地震時などに施設の機能が発揮されるように適切な維持管理を行 うことによって、施設の効果を十分に発揮させることを目的とする。

# 1. 2 適用の範囲

本点検要領は、本市が管理する急傾斜地崩壊防止施設に適用する。

# 解 説

本点検要領で対象とする急傾斜地崩壊防止施設は、広島県が指定する急傾斜地崩壊危険区域内で、本市が急傾斜地の崩壊防止対策のため設置した施設及びその他の付属施設を対象とする。

箇所数:153箇所(H27.4.1現在)

# 第2章 急傾斜地防止施設の点検

#### 2. 1 点検の種類及び時期

急傾斜地防止施設の点検時期は、通常時の点検と、地震や集中豪雨等の異常時直後に実施する緊急時の点検に区分される。

通常時の点検:「簡易点検」、「定期点検」、「詳細点検」、「カルテ点検」

異常時の点検:「臨時点検」

#### 解 説

# (1) 簡易点検

施設の劣化・損傷を早期発見するために、日常の巡視に併せて、遠望目視で点検する。

#### (2) 定期点検

竣工から20年未満の施設について、第三者被害防止を図るために、概ね5年毎に、施設の 各部の劣化・損傷等を目視等で点検する。

#### (3) 詳細点検

竣工から20年を経過した時点、又は、簡易・定期・緊急点検で必要と判定された場合に行 う点検で、補修の必要性や補修方法の検討のために、施設の各部の劣化・損傷状態をより詳細 に調査し、カルテを作成する。

#### (4) カルテ点検

詳細点検によりカルテ作成をした施設は、変状を早期に発見するため、損傷度等に応じ、点 検期間を5年、3年又は1年毎とし、カルテ様式に基づき点検する。

#### (5) 緊急点検

地震・豪雨等の発生により、防止施設に影響を与えかねない異常な自然現象発生直後に、目 視点検やポール等で概略寸法を計測するなどの観測を主体に行い現状把握に努めるため実施 する。

点検種別 点検時期 竣工 5年 10年 15年 20年 25年 簡易点検 日常 (ከ Φ 定期点検 5年毎 詳細点検 必要時 カルテ点検 1,3,5年毎  $\bigcirc$ 緊急点検 豪雨•地震後

表 点検時期の流れ

# 2. 2 点検の実施者

「簡易点検」「定期点検」「カルテ点検」は、市職員が実施することを基本とする。

「詳細点検」は、専門知識を有する専門業者が実施するものとする。

「緊急点検」は、市職員の初動確認により、専門業者による詳細点検が必要か判断する。

#### 解 説

市職員による点検は、目視等によって行うが、安全を考慮して1名での単独点検は行わないことを基本とし、2名以上の複数で実施するものとする。

# 2. 3 点検事項

点検する事項は、付録「点検実施方法と記録編」に基づき行うことにする。なお、「点検実施 方法と記録編」は、必要に応じ適宜追加修正することにする。

# 解 説

- (1) 「点検実施方法と記録編」は、「技術的な助言」や「施設点検マニュアル 急傾斜・地すべり防止編(広島県砂防課)」を参考にし、作成した。
- (2) 今後、適宜追加修正することにより、適切な点検を実施することにする。

# 第3章 点検結果の記録と保存

# 3. 1 点検結果の記録

点検を実施した場合は、以下の事項等を記載した、点検調書(付録「点検実施方法と記録編」 に記載)により記録する。

- ・点検を実施した年月日
- ・点検を実施した者の氏名
- ・ 点検を実施した範囲、簡所、施設
- ・ 点検の結果

#### 解 説

- (1) 点検の記録は、「点検調書」により保存する。
- (2) 詳細点検を実施し、カルテを作成した施設については、カルテ様式に基づき点検し、その履歴を保存する。

# 3.2 点検結果の保存

点検の結果は、電子媒体として統合型 GIS システムに保存する。

# 解 説

(1) 点検の保存は、統合型 GIS システムに保存する。統合型 GIS システムへの保存作業は、点検を実施した年度の2月に「施設点検シート」を河川課に提出し、河川課が一括して登録する。